

平成27年度税財政等に関する提案 (説明資料)

I 地方の安定的な財政運営に必要な 地方一般財源総額の確保

- 1 一般財源総額の確保
- 2 歳出特別枠の実質的な堅持

II 税制抜本改革の推進等

- 1 税源の偏在性の是正
- 2 地方法人特別税・譲与税
制度の抜本的な見直し
- 3 法人実効税率の見直し
- 4 自動車関係税制の見直し
- 5 地球温暖化対策のための
税財源の確保

III 地方創生の推進

- 1 地方創生・人口減少対策
のための財源確保
- 2 人口減少対策等に資する
新たな税制措置
- 3 ふるさと納税の拡充
- 4 地域再生を総合的に支援
する地方債の創設

平成26年11月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

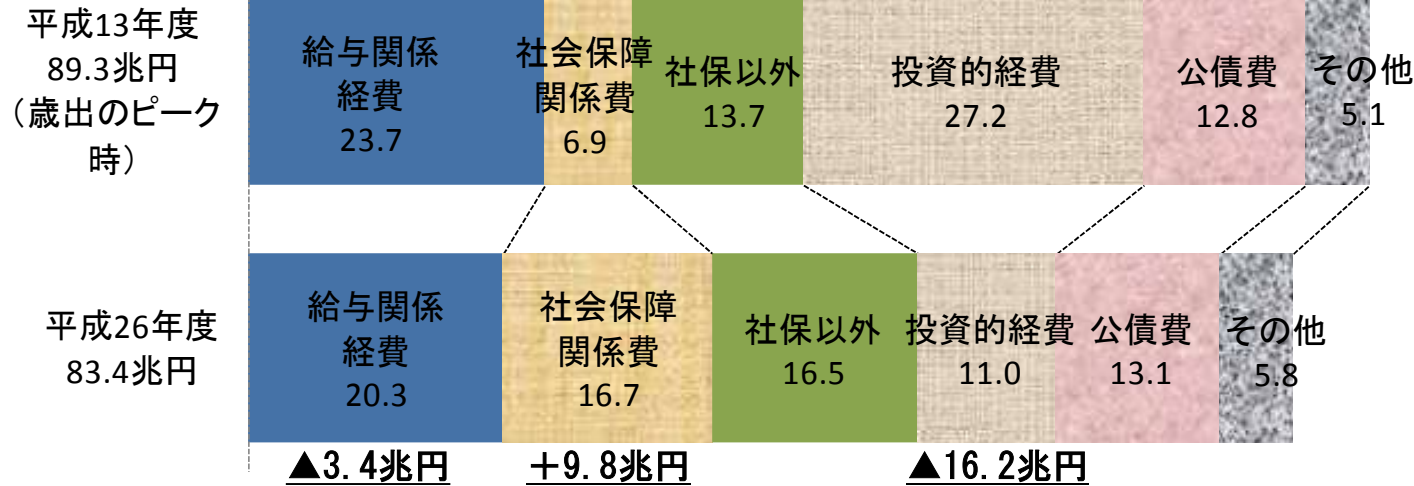
《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

- (1) 平成27年度地方財政計画策定にあたっては、従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難な状況にあることや社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方が、地域経済活性化・雇用対策、人口減少・少子化対策、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。
- (2) 地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するなか、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

国を大きく上回る行財政改革の実施

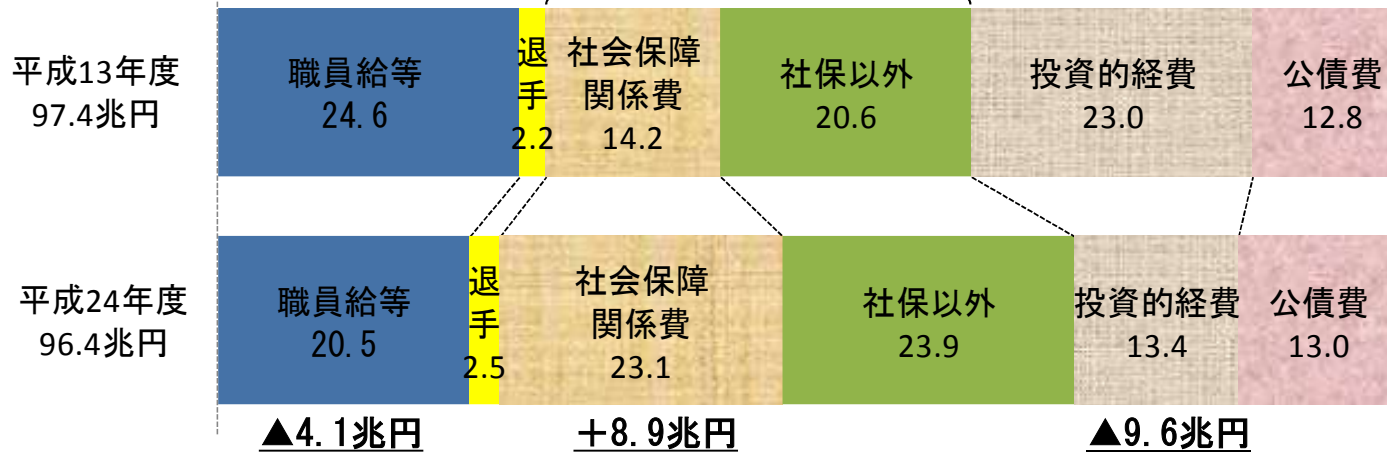
社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】 一般行政経費



(注)内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】 一般行政経費等



(注)社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む。

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

2 歳出特別枠の実質的な堅持

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

- (1) 地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもリーマンショック前とほぼ同規模であり、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や地域経済活性化等に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また歳出特別枠で補っている状態にあると言える。
- (2) 地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで歳出特別枠が地域経済活性化・雇用対策等の財源確保に果たしてきた役割を踏まえ、引き続き堅持すべきである。
- (3) 仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべきであり、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、歳出特別枠を実質的に堅持すべきである。

地方財政計画(歳出)の推移

○ 地方財政計画は、歳出特別枠を含めてここ10年間ほぼ同規模

(単位:兆円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H17
給 与 関 係 経 費	22.7	22.6	22.5	22.2	22.1	21.7	21.3	21.0	19.7	20.3	▲ 2.4
一 般 行 政 経 費	23.1	25.2	26.2	26.5	27.3	29.4	30.8	31.1	31.8	33.2	10.1
うち補助事業	10.1	10.7	11.2	11.6	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	7.3
うち単独事業	12.2	13.5	14.0	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	1.7
歳 出 特 別 枠				0.4	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2	1.2
公 債 費	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	13.2	13.1	13.1	13.1	▲ 0.3
維 持 補 修 費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.1
投 資 的 経 費	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	▲ 8.7
給与の臨時特例対応分									0.8		0.0
公 営 企 業 繰 出 金	2.9	2.7	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	▲ 0.3
不交付団体水準超経費	1.0	1.5	2.4	2.5	1.3	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	▲ 0.1
歳 出 合 計	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	82.5	81.9	81.9	83.4	▲ 0.4

※四捨五入により計が一致しないところがある

Ⅱ 税制抜本改革の推進等

1 税源の偏在性の是正

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

- (1) 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- (2) 今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。
- (3) 大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げとあわせて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。

Ⅱ 税制抜本改革の推進等

1 税源の偏在性の是正（続き）

《平成27年度税財政等に関する提案（H26.10全国知事会）（抜粋）》

（4）消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

2 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p style="text-align: center;">地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p style="text-align: center;"><u>2,100億円</u></p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で 臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p style="text-align: center;">地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p style="text-align: center;">1兆3,100億円 ①</p> <hr/> <p style="text-align: center;">臨時財政対策特例加算及び 臨時財政対策債の減少</p> <p style="text-align: center;">△5,300億円 ②</p> <hr/> <p style="text-align: center;">① + ② = <u>7,800億円</u></p> <p style="font-size: x-small;">※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債等が減少</p>
歳出(B)	<p style="text-align: center;">社会保障関係費の増加額</p> <p style="text-align: center;"><u>900億円</u></p>	歳出(B')	<p style="text-align: center;">社会保障関係費の増加額</p> <p style="text-align: center;"><u>7,800億円</u></p>
(A) - (B) = 1,200億円		(A') - (B') = 0	

注：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等（平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料（総務省、厚生労働省）等）に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

【H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より】

平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

【消費税率8%段階】

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小（6,200億円）し、法人事業税に復元

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり道府県税込等の変動

富山県試算

	H24決算 (都道府県)	消費税・地方消費 税率8%段階	法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)	地方法人特別税・ 譲与税の見直し (H26税制改正)
最大（東京都）	167,906 円/人	175,994 円/人	167,624 円/人	172,951 円/人
最小（沖縄県）	69,971 円/人	69,971 円/人	70,660 円/人	70,269 円/人
最大/最小	2.40 倍	2.52 倍	2.37 倍	2.46 倍

Ⅱ 税制抜本改革の推進等

3 法人実効税率の見直し

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

(1) 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

- ① 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- ② 法人実効税率を引き下げる場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。
- ③ なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での収支中立」を優先すべきである。

法人実効税率 1%あたり税収 (国・地方)

- 平成26年度予算・地方財政計画ベースの法人関係税 17.6兆円 (うち法人所得課税は16.2兆円)。
- 法人実効税率 1%あたりの税収は、国・地方をあわせて4,670億円
 (法人所得課税(国・地方)合計額 16.2兆円 ÷ 法人実効税率 34.62% [標準税率ベース])
 ⇒ 1%あたり税収のうち地方税財源は「地方交付税原資分も含めると2,550億円 (54.6%)」

		法人所得課税 (国・地方) H26予算額	法人実効税率 (標準税率 ベース)	実効税率 1% あたり税収
国	法人税	10.0兆円	23.79%	3,209億円
	うち交付税原資 (34%)	(3.4兆円)		(1,090億円)
	地方法人特別税	2.2兆円	4.00%	540億円
地方	法人事業税 (所得割)	1.8兆円	2.71%	365億円
	法人住民税 (法人税割)	2.2兆円	4.12%	555億円
	都道府県民税	(0.6兆円)	(1.19%)	(160億円)
	市町村民税	(1.6兆円)	(2.93%)	(395億円)
合 計		16.2兆円	34.62%	4,670億円

⇒

法人実効税率 1%に 占める地方税財源
2,550億円

54.6%

※ 法人所得課税16.2兆円 = 法人関係税17.6 - (法人住民税均等割0.5 + 法人事業税付加価値割0.4 + 同資本割0.2 + 同収入割0.5)

※ 各税目ごとの「実効税率 1%あたりの税収」は、「合計の 1%あたり税収」を法人実効税率のシェアである分

Ⅱ 税制抜本改革の推進等

(2) 外形標準課税の拡大等

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

- ① 外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。
- ② 付加価値割による外形標準課税は、法人による給与額の増減はその分単年度損益の増減につながり、結果として課税標準である付加価値額は変化しないことや、付加価値額に「雇用安定控除」の仕組みがあることから賃金や雇用に影響を及ぼすことはなく、経済の好循環の実現に反するものではない。
- ③ 応益性の強化・税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。
- ④ 中小法人（資本金1億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

地方の行政サービスと法人所得課税（H24決算）

都道府県

(単位:億円)

歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,546	法人税割	6,859
農林水産	7,750	法人事業税	23,537
警察・消防	30,065	地方法人特別譲与税	16,709
教育	83,211	法人税(法定率34%) ※	14,276
土木	14,382		
合計	141,954	合計	61,381

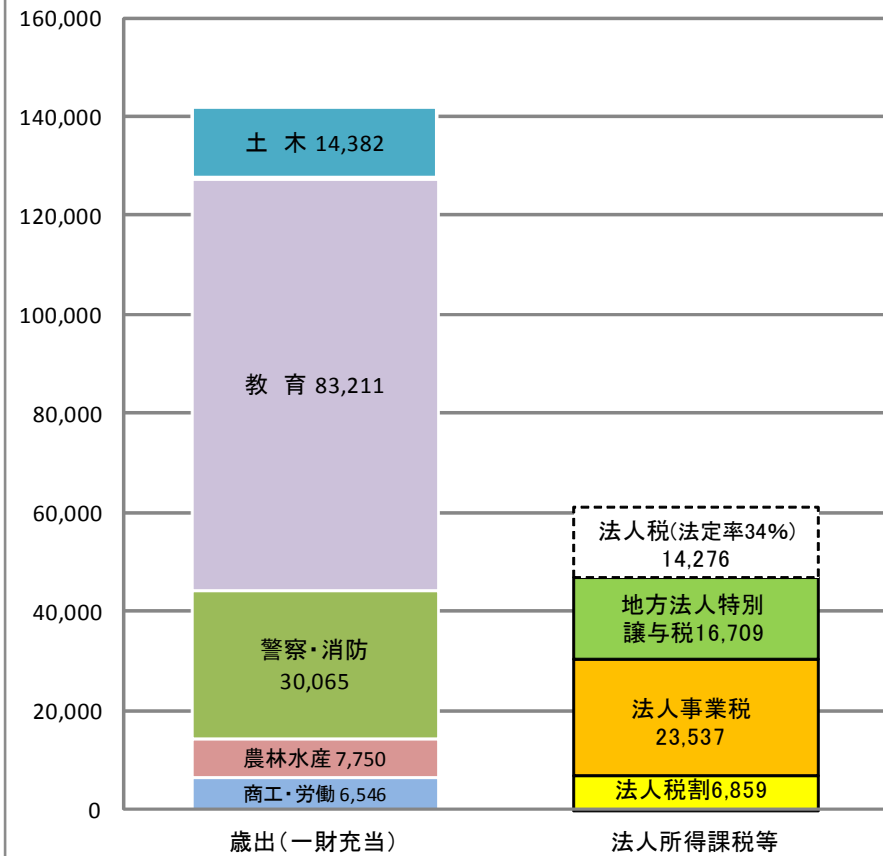
市町村

(単位:億円)

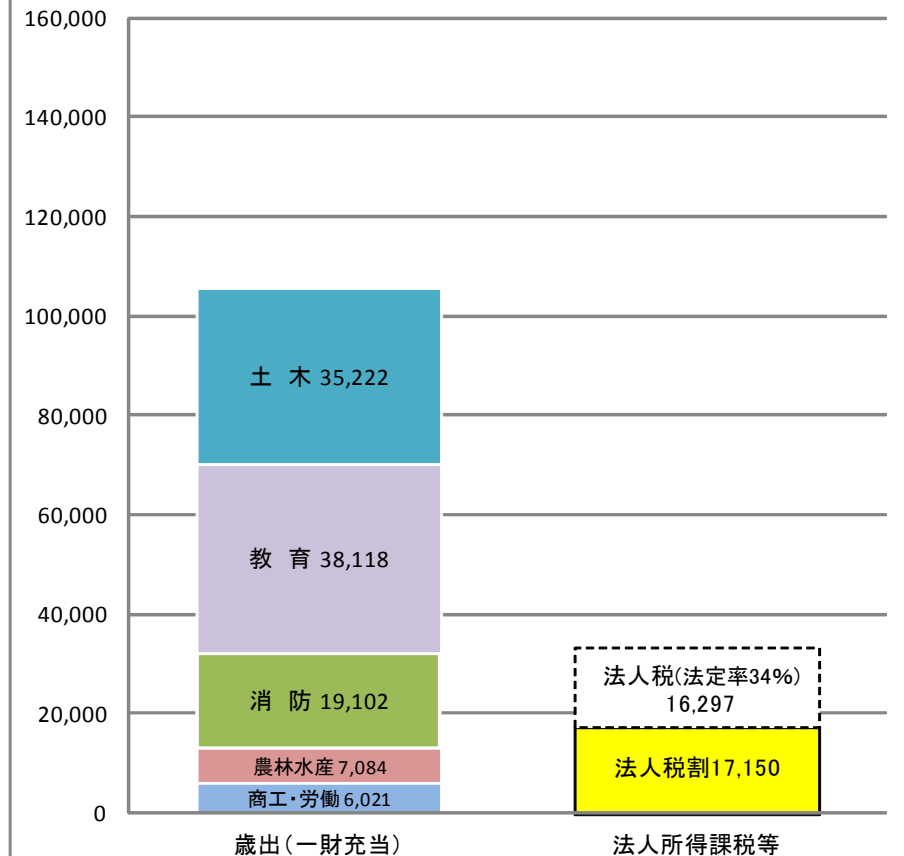
歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,021	法人税割	17,150
農林水産	7,084	法人税(法定率34%) ※	16,297
消防	19,102		
教育	38,118		
土木	35,222		
合計	105,547	合計	33,447

※地方交付税原資となる『法人税(法定率34%) 30,573億円』については、H24基準財政需要額により都道府県と市町村をあん分

都道府県



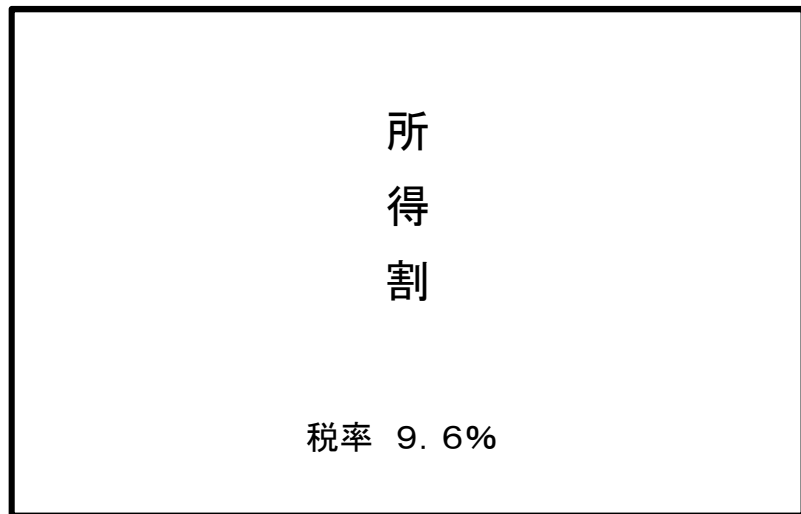
市町村



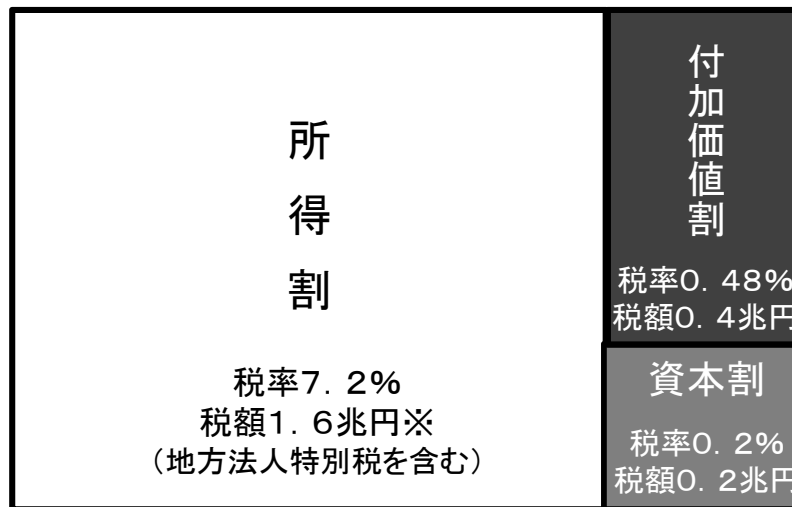
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



制度創設時の設計
2
…
1

(制度創設時の設計 3 : 1)

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ (\text{報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

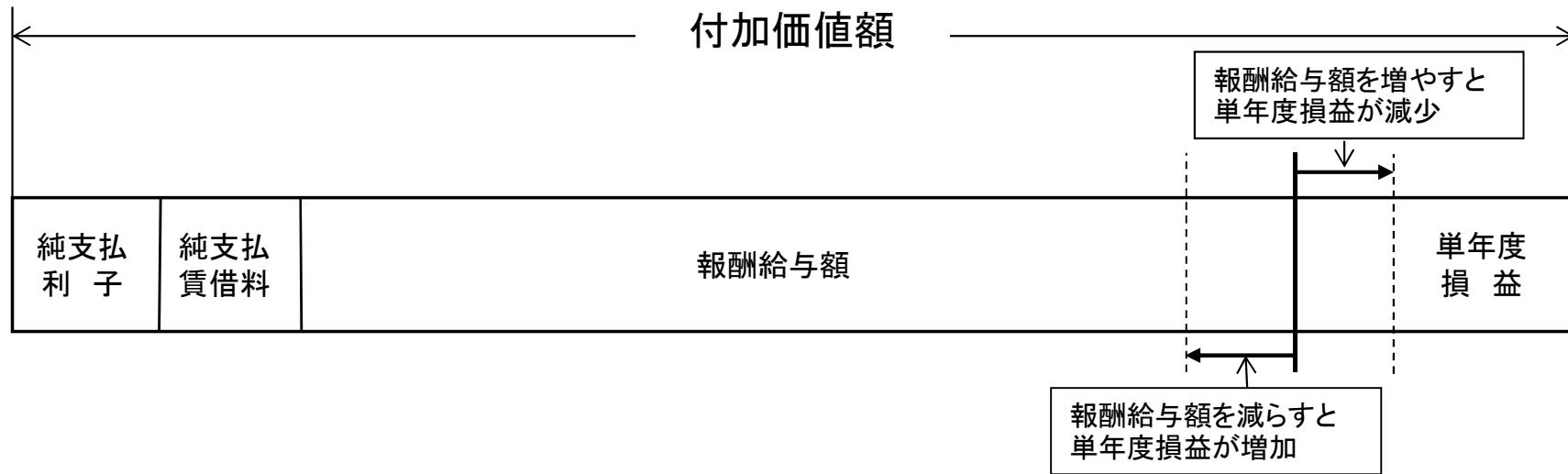
資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

付加価値額の各生産要素に対する中立性



付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的
 ⇒
 報酬給与額を増減しても、税額は一定。

(具体例)

黒字法人の場合

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{200} & + & \boxed{200} & + & \boxed{600} & + & \boxed{200} & \Rightarrow & \boxed{1200} \\
 \text{純支払利子} & & \text{純支払賃借料} & & \text{報酬給与額} & & \text{単年度損益} & & \text{付加価値額}
 \end{array}$$

赤字法人の場合

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{200} & + & \boxed{200} & + & \boxed{600} & + & \boxed{\blacktriangle 200} & \Rightarrow & \boxed{800} \\
 \text{純支払利子} & & \text{純支払賃借料} & & \text{報酬給与額} & & \text{単年度損益} & & \text{付加価値額}
 \end{array}$$

⇒ いずれの場合においても、報酬給与額の増減は、単年度損益の増減で相殺され、付加価値額は1200、800のまま。

II 税制抜本改革の推進等

4 自動車関係税制の見直し

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

- (1) 自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。
- (2) 平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。

地方における道路関係費の所要一般財源と税収

道路関係費 所要一般財源			H23決算	参考 H19決算	増減 H23-H19
・都道府県	約2.7兆円	← 自動車取得税(30%)	525億円	1,287億円	▲762億円
・市町村	約2.2兆円	← { 自動車取得税(70%) 自動車重量譲与税(国税×40.7%)	1,153億円 3,073億円	2,960億円 3,692億円	▲1,807億円 ▲619億円
合計	約4.9兆円		4,751億円	7,939億円	▲3,188億円

II 税制抜本改革の推進等

5 地球温暖化対策のための税財源の確保

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

地球温暖化対策に関する予算額 (H25当初)

地方公共団体の地球温暖化対策

平成25年度予算額

合計 **1兆8,793億円**

エネルギー起源CO ₂ 等排出抑制対策 ・民間事業者への支援 ・公的機関としての率先実行 ・個人住宅等への支援 ・先駆的取組み	1兆2,067億円
森林吸収源対策・都市緑化推進 ・森林の整備・保全 ・木材・木質バイオマス利用 ・その他	6,124億円
その他の対策 ・温室効果ガス排出量の調査 ・大規模事業所に対する温室効果ガス排出量削減の義務付け	603億円
合計	1兆8,793億円

※ H26税制改正 総務省資料より
(総務省において予算額を調査・集計したもの。)

国の地球温暖化対策

平成25年度予算額

合計 **8,276億円**

2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの	3,309億円
2021年以降に温室効果ガス削減に効果があるもの	1,534億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,670億円
基盤的施策など	763億円
合計	8,276億円

※環境省報道発表資料を基に作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

Ⅲ 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

(1) まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)の創設等

- ① 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」等を大胆な規模で創設し、その用途については、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、女性の活躍促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるような制度とすべきである。
- ② 少子化対策など人口減少対策は、短期的・中長期的な観点から総合的な取り組みが必要であり、国の支援措置も単年度ではなく継続的に講ずるべきである。

(2) 「地方創生・人口減少対策費(仮称)」の創設

地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すべきである。

I 交付金対象事業例

全国知事会調査

項 目	内 容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○地方への移住促進施策 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の就業や起業に係る費用を補助(対象者、補助額等により所要額は変動) ・都市から地方への人財の流動化を図るため、移住促進策を一元的に発信する仕組みの構築や移住コーディネーターの配置などマッチング機能を強化 ○Uターン就職者の奨学金返還免除、貸与特別枠の設定(日本学生支援機構を含む) ○地方大学等が行う人づくりプログラム、魅力向上施策等への支援、地方大学等の基盤的経費支援や教員配置・入学定員の拡充、首都圏等大学の地方移転への支援など
② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ○農業や漁業、林業の成長産業化推進、新規就職者支援や人材確保等 ○介護人材育成のための雇用支援や資格取得講座を開設、介護人材育成やワークライフバランス確保等に取り組む事業所の認定制度創設 ○若者の就労能力向上や継続就業につながる資格取得支援や職住近接型の企業支援などを行う「若者・子育て世代雇用安定化基金(仮称)」の創設
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ※福祉・医療関係施策は国として制度化することも要検討 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○第3子以降の保育料を軽減・無償化(※保育園、幼稚園ともに実施。対象年齢、補助割合等により所要額は変動)、児童手当加算の割増し ○乳幼児、児童の医療費助成(対象年齢、自己負担割合等により所要額は変動) ○妊産婦医療費の助成 ○ひとり親家庭の医療費の助成 ○育児休業給付金の引上げ・上乘せ補助、休業期間の拡大 ○子育て関係の商品券・バウチャーの配布(対象児童や世帯、価額により金額は変動) ○高校生の教科書購入費や部活動費の支援 ○企業参加型の子育て世帯応援事業「子育てパスポート」の全国展開 ○国民健康保険料の子どもに係る均等割(被保険者人数割)を軽減する制度の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ機能の維持や担い手確保・就業支援など、地域集落の維持・活性化の支援 ○小学校等を拠点に近隣の集落が連携し地域課題に取り組む「小さな拠点」への支援 ○地方鉄道、路線バスなど、生活交通や地域間交流基盤の維持・改善や利便性の向上等に係る経費の支援 ○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合、住宅整備費用等に対して補助 ○総合的な空き家対策に関する法整備、中古住宅の長期有料住宅認定制度の確立、移住・定住促進のための空き家のリフォーム経費補助 ○超高速ブロードバンドやWi-Fiなど情報通信基盤の整備促進

Ⅲ 地方創生の推進

2 人口減少対策等に資する新たな税制措置

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世代同居・近居の促進、子や孫への資産移転の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方、空き家対策など、今後、幅広く検討する必要がある。

特に次の事項は平成27年税制改正において実現する方向で検討すべきである。

(1) 企業の地方移転を促進する仕組み

東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）に対する国税・地方税の軽減制度の創設など

(2) 子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組み

現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設など

Ⅱ 税制措置、制度改正事例

全国知事会調査

項 目	内 容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	○地方への企業誘致等の支援 ・企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正 (例)・本社等(一部含む)を移転した場合、法人関係税等を引き下げ(国税)、法人実効税率の引き下げ幅を東京より地方を大きくする ・地方における家族向け社宅整備企業への優遇税制の創設
	○地方への移住促進施策 ・二地域居住に対応した税制の抜本改正、セカンドハウス購入時の優遇税制の創設、通勤手当の支援、高速道路料金の減免など ・介護保険制度の「住所地特例」の要件緩和(施設入所に伴う住居変更に限定せず、元気な高齢者も対象とし移住促進を図る)
	○首都圏等に集中する国研究機関や大学、中枢機能の移転やバックアップ施設の整備等
	○地方大学の学校法人に対する税制上の優遇措置の創設
	○地方における新規企業立地や新設企業の税減免措置の創設、地方の中小企業に対する個人出資に係る所得控除
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	○高齢者から子・孫世代への所有資産の移転と再配分が促進される税制の創設
	○配偶者控除・扶養控除に代わる税額控除制度など、子育て世帯に有利な税制の創設
	○子育て支援に取り組む企業や市町村を応援する「子育て応援税」の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合の住宅関連税等の軽減制度を創設
	○地域再生を総合的に支援する「地方再生事業債」や「過疎予防対策事業債」(いずれも交付税措置あり)等の創設、既存制度の拡充
⑤ 地域と地域を連携する	○高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備促進
	○地方空港の利用圏域拡大のための施設整備、着陸料や公租公課等の軽減措置など
	○地方公共団体が連携協約を締結し形成する「地方創生圏(仮称)」など、地域間連携への財政措置創設

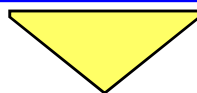
Ⅲ 減収補てん措置の事例

項 目	内 容
① 地方への新しい人の流れをつくる	○企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正 本社等(一部含む)を移転した場合、地方法人税、固定資産税、不動産取得税などを引き下げ、減収分を補てん

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ



【試算】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
 （案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
 ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の一定率かつ一定数以上が異動など
 （例：本社勤務従業員の3%以上かつ10人以上）
- 法人税に係る法人所得の最大30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
 - ・ 国税（法人税等）の特別償却（機械等50%、建物等25%）
 - ・ 地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象

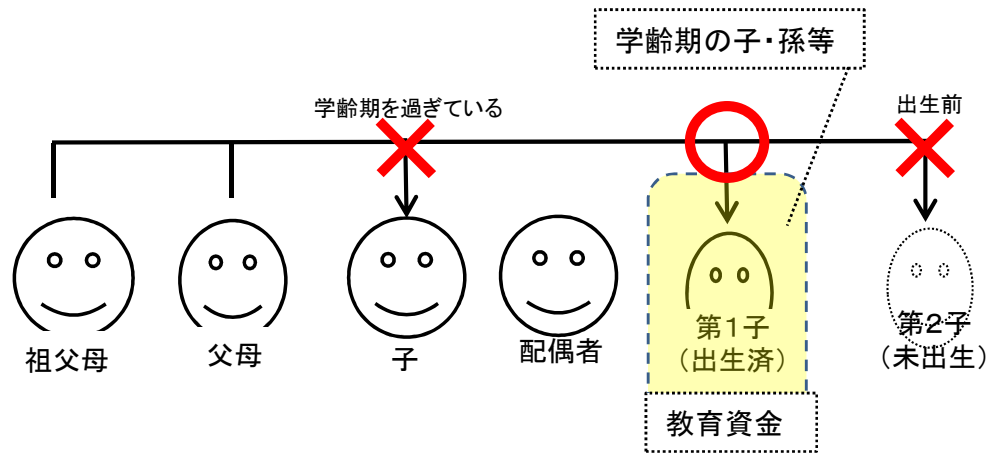
【参考】H25年度
合計特殊出生率

・東京都	1.13
・全国平均	1.43
・北陸平均	1.49

「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設（恒久制度）。
- 相続税について、課税ベースの拡大（基礎控除の引き下げ）により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

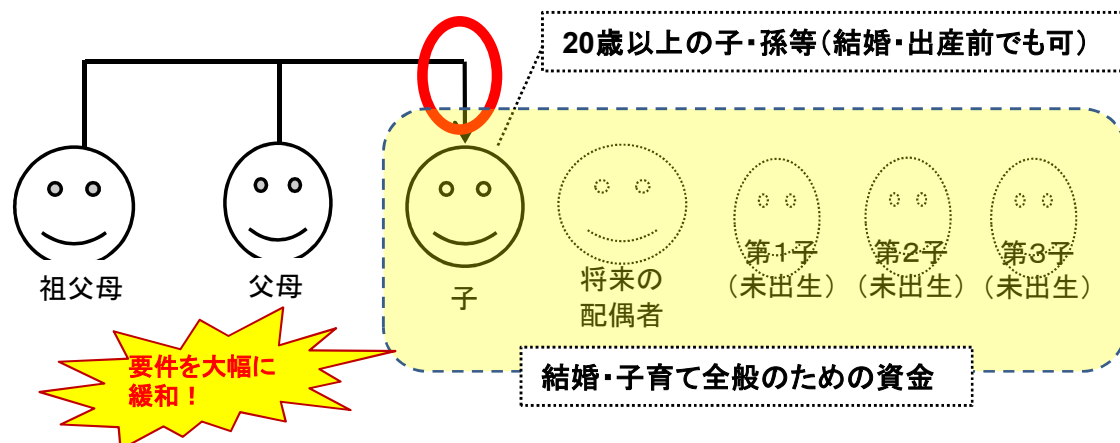


…贈与資金の対象

<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度（H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る）
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」（イメージ）



<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和
○20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化
○結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充
○対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
○上限額（現行1,500万円）の引き上げを検討（※）
※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業（すべて国公立）まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

Ⅲ 地方創生の推進

《平成27年度税財政等に関する提案(H26.10全国知事会)(抜粋)》

3 ふるさと納税の拡充

- (1) ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきである。
- (2) 寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要がある。

4 地域再生を総合的に支援する地方債の創設

人口減少対策など地域再生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきである。